

1－（２）景観整備機構が景観重要建造物を買う際の税制特例の創設等

（国土交通省）

京都市では、全国に先駆けて、（財）京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）を景観法に基づく景観整備機構に指定しました。センターでは、京都市との連携の下、良好な景観形成に向けた取組を進めており、平成17年9月には、その取組の一環として、（財）民間都市開発推進機構の支援を受け、京町家の保全・再生・活用を図るための基金である「京町家まちづくりファンド」（以下「ファンド」という。）を創設しました。現在、その資金を活用して、京町家の保全・再生のための施策として京町家の改修助成事業を行い、景観重要建造物の指定につなげる事業を推進しています。さらに、今後、センターでは、景観重要建造物の保全のための管理についても検討していくこととしています。これらの事業の積極的かつ安定的な展開には、税制度の整備やファンドの規模の拡大・充実のための支援が不可欠です。

そこで、景観整備機構が景観重要建造物を買う際の税制特例の創設、景観整備機構が交付する助成金に対する課税免除、及びファンドに対する更なる支援の充実を提案・要望します。

提案・要望事項

- 1 景観整備機構が景観重要建造物を買う際の税制特例の創設
- 2 景観整備機構が交付する助成金に対する課税免除
- 3 京町家まちづくりファンドに対する支援の充実

主な要望先：国土交通省（都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、まちづくり推進課都市開発融資推進室）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 高谷基彦 TEL 075-222-3397

<参考>

○京町家まちづくりファンドによる京町家改修助成モデル事業

平成18年度実績 7件

平成19年度実績 12件